

先生！ この商品名、みんなが知っているアレを パクったと言われませんか？

弁護士が解説!!「ビジネスに必要な商品名・表示についての法律知識」⑤

パロディやったら
許されるの？

商品名やサービス名ではなく、キャッチフレーズや
映画とかのタイトルだったら？

似ているかどうかは、
どうやって判断するの？

こんな場面で
悩んだこと
ありませんか？

- ・自社の商品名やサービスの名称に売れそうなものが思い浮かんだものの、どうも、A社の有名な「アレ」に似ている気がする。このまま、思いついた商品名で販売しても法的に問題ないんやろうか？
- ・ライバル企業のB社が、自社の売り筋商品の名称とよく似た名称で販売し始めてから、自社の売上が随分下がっている。何とか、B社の販売を止められへんやろうか？

今回のモビオカフェでは、実際に商品やサービスのネーミングの場面でよく問題になることを、「面白い」恋人事件など身近な事例を題材に、クイズを解きながら、法律（不正競争防止法）や裁判所の考え方を見ていきましょう。

★講師は 個人的にはパロディが大好きな 弁護士「白木裕一」先生（協和総合法律事務所 弁護士/弁理士）です。

◆日時 平成30年1月19日（金）

18:30~20:00（セミナー） 20:00~21:00（交流会） ※交流会は会費1,000円/人

◆場所 ものづくりビジネスセンター大阪(MOBIO)北館3階 309号室
東大阪市荒本北1-4-17（近鉄けいはんな線「荒本駅」下車5分）

◆お申込 「インターネット」または「FAX」 ※インターネットはMOBIOホームページにアクセス ※FAXは下記申込書をご利用ください

◆お問い合わせ ものづくりビジネスセンター大阪（MOBIO）（担当：山崎、山根）TEL：06（6748）1052

MOBIO
<http://www.m-osaka.com>

検索

から「MOBIO Cafe 開催案内」をご覧ください

参加申込書（FAX06-6748-1062）※お一人ずつお申し込みください。切り取らずこのままFAXして下さい。

参加者氏名		企業名 部署・役職	
電話番号		FAX番号	
e-Mail			
住所	〒		
交流会	<input type="checkbox"/> 参加する <input type="checkbox"/> 参加しない		

※ 交流会は 20:00 より交流スペースにて立食・軽食スタイルで開催します。（会費おひとり様 1,000 円）

※ 本セミナー参加申込にかかる個人情報は主催者間で共有させていただきます。また、本申込に記載された個人情報は本セミナーの運営および各種セミナー等の案内に利用させていただきます。